



## フランクリン・テンプルトン・米国連続増配株ファンド（3ヵ月決算型）

## 第28期決算・分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、ご愛顧いただいておりますフランクリン・テンプルトン・米国連続増配株ファンド（3ヵ月決算型）は、2024年3月21日に決算を行い、当期の分配金を以下の通り決定いたしました。

当ファンドの分配方針に従って、基準価額の水準および分配可能額などを総合的に勘案し、配当等収益による安定分配40円に加えて、10,500円を超えた超過額のうち40円をボーナス分配\*とし、合計80円(1万口当たり、税引前)を当期分配金としてお支払いすることといたしました。

\*ボーナス分配とは、年4回(3、6、9、12月)ある決算のうち3月と9月の決算時に、配当等収益による安定分配に加えて、収益分配前の基準価額(1万口当たり)が10,500円を超える場合、その超過額の範囲内で上乗せされる分配をいいます。

※委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

当ファンドは主に一定期間にわたって実質的に連続増配している米国企業の株式及び不動産投資信託等への投資を行い、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいります。引き続きお引き立て賜りまますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 第28期決算 2024年3月21日

分配金(1万口当たり、税引前)	80円
基準価額(1万口当たり、税引前分配金控除後)	10,713円

## 当ファンドの運用状況

当ファンドの騰落率は、2024年3月21日時点で、ファンド設定来(2017年5月31日設定)で+90.5%、過去3ヵ月で+8.0%と良好なパフォーマンスとなっています。



## 直近10期の分配金実績(1万口当たり、税引前)

	第19期 (2021年 12月)	第20期 (2022年 3月)	第21期 (2022年 6月)	第22期 (2022年 9月)	第23期 (2022年 12月)	第24期 (2023年 3月)	第25期 (2023年 6月)	第26期 (2023年 9月)	第27期 (2023年 12月)	第28期 (2024年 3月)
安定分配	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円
ボーナス 分配	—	1,620円	—	1,810円	—	—	—	—	—	40円
分配金合計	40円	1,660円	40円	1,850円	40円	40円	40円	40円	40円	80円

## 分配金実績(税引前): 設定来累計6,335円

※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

●当資料は、説明資料としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された過去の成績は、将来の成績を予測あるいは保証するものではありません。また記載されている運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号)はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

※後述の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。



# Fund Letter ファンド・レター

フランクリン・テンプルトン・ジャパン

## 【お申込みメモ】

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・米国連続増配株ファンド(3ヵ月決算型)
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受けたものを当日の申込受付分とします。
購入・換金の申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
信託期間	2044年3月22日まで(2017年5月31日設定) 信託期間は延長することがあります。
決算日	毎年3月、6月、9月および12月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。
購入申込取扱場所	取扱販売会社までお問合せください。

## 【ファンドの費用】

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 <u>3.85%(税抜3.50%)を上限</u> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <u>年率1.694%(税抜1.54%)</u> ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。) 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆さんにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 【委託会社、その他の関係法人の概況】

委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 :一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資助言会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク(在米国)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 <a href="https://www.franklinton.co.jp">https://www.franklinton.co.jp</a> (03)5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

●当資料は、説明資料としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された過去の成績は、将来の成績を予測あるいは保証するものではありません。また記載されている運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号)はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

※後述の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。



# Fund Letter ファンド・レター

Franklin·テンプルトン・ジャパン

## 【販売会社】

販売会社名		登録番号	日本 証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	日本商品 先物取引 協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	○
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○		
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○

## 当ファンドについてのご注意事項

### 投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「株価変動リスク」、「不動産投資信託の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 本資料をご覧いただく上でのご留意事項

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。●投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の支払いの保証はありません。●当資料中の記載内容、数値、図表等は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。●投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。●投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

**投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。**

設定・運用は

**フランクリン・テンプルトン・ジャパン**

商号:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会